

権利アプローチとしてのケイパビリティ・アプローチの意義と可能性

——女性のエンパワメントの観点から——

三 輪 敦 子

論要旨

豊かで幸福な生活の実現を考えるうえで最も重要であるのは、「人は実際に何をすることができ、どんな状態になれるか」を問うことであり、「そのため、どのような機会を実際に手にすることができるか」を問題にすることであると考える。これは、従来、主流であった一国あたりの経済成長により豊かさを評価するアプローチからの大きな転換であり、個人の自由を重視する点で、権利アプローチの一環でもある。女性が権利を実現しようとする際に、時として深刻な形で顕在化する伝統や文化を理由とする反発と抵抗、さらに「適応型選好」を乗り越えるためにケイパビリティ・アプローチが果たせる可能性は少なくない。そのために、ケイパビリティを促進するうえで重要となる「話し合い」「議論」「粘り強いコミュニケーション」の質とプロセスに関する経験と知見を蓄積することが必要であり重要である。

一．はじめに

豊かで幸福な生活を送ることは、何が「豊かさ」であり、何が「幸福」であるかについての認識は様々であるにせよ、この世界に生まれてきた全ての人の望みと言って過言ではないだろう。冷戦の終了により全世界を覆っていた不安は解消したものの、そのことにより、平和で安定した豊かさを実現できる社会に世界は向かうことができるという期待は現実のものとはなっていない。グローバル化が進展するにつれて、格差が

以前より拡大している地域も多く、それに伴って社会の不安定要因も増している。このような状況のなかで、それぞれの社会が、何に焦点をあてて社会を構成する人々の幸せを追求するべきかという問題は、以前にも増して重要性を帯びているように思える。

第二次世界大戦が終結し、国際連合が設立された二〇世紀の後半以降、「豊かで幸福な生活」の実現は、国際社会の重要課題として位置づけられるようになった。国連憲章が、その前文で謳うとおり、国連は、「一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること」を決議し、そのために「すべての人民の経済的および社会的発達を促進するために国際機構をもちいる」としている^①。しかし、国際社会による様々な取り組みが、投入した資源に見合う成果を上げてきたかということについては、厳しい検証が必要である。二一世紀になってなお、衣食住に不自由なく健康な生活を送ることが困難な人たちが世界には数多く存在する。グローバル化が進むにつれ、いわゆる「途上国」の問題と考えられてきた国内の格差が、「先進国」にも広がってきていることも大きな課題である。

豊かさの達成度を測る際に、国連を中心とする国際社会が長きにわたってもちいてきたのは経済成長を示す指標であり、具体的には国民総生産 (Gross National Product: GNP) や国内総生産 (Gross Domestic Product: GDP) が使われてきた。これらの経済指標は、「一人あたり (per capita)」の数値がもちいられる場合でも、それは一国あたりの数値を人口で割った平均値であり、個人々の状況を表すものではない。従って、国内に大きな格差が存在する場合には、これらの数値では、そこに生活する人々の「生活の質」をうまく描き出すことはできない。また、当初、想定されていたトリックルダウン (trickle down) 効果^②も実際には起きず、一九七〇年代には国民総生産や国内総生産をもちいて各国の豊かさを測る方法には疑問の目が向けられるようになった。そのような反省を踏まえ、ベーシック・ヒューマン・ニーズ・アプローチ等が誕生し、国際機関やNGOは経済成長を目標とする開発とは異なるアプローチによる豊かさの追求を試みるようになっていったが、その影響力は、残念ながら非常に限られたものであった。

そうした状況のなか、国民総生産や国内総生産に代わり、豊かさを示す有効な代替指標として一九九〇年に登場したのが人間開発指数 (Human Development Index) であり、各国の人間開発指数を比較可能な形で提示することを目的として刊行が始まったのが人間開発報告書である。さらに、一九九〇年代の末頃からは、国連を中心に、個人々の権利の実現に焦点をあてる権利アプローチが推進されるようになっていく。権利アプローチは、経済成長以外の指標を入れて豊かさを測る人間開発指数に基づくアプローチをさらに発展させ、個人々がどのような生活と状況を保障されているかを問うアプローチである。

本稿では、まず、国連を中心に「豊かさ」と幸福の実現」を目的としておこなわれてきた開発において、経済成長によって豊かさを測るアプローチからの脱却を目的として生み出された人間開発という概念およびアプローチについて述べ、そして、国連が進める「人権の主流化」を支える概念であり、個人に焦点をあてた人間開発アプローチとも表現できる権利アプローチの進展について概説する。それに続き、人間開発を支える重要な概念であると同時に、権利アプローチの一つでもあるケイパビリティ・アプローチについて説明する。その際、ケイパビリティ・アプローチを語る上で最も重要な研究者として、アマルティア・セン (Amartya K. Sen) とマーサ・ヌスバウム (Martha C. Nussbaum) の二人の議論を中心に論述を進めることにしたい。哲学、倫理学、政治学等、人文科学と社会科学が蓄積した様々な理論と知見に立脚する形で概念化がはかられているケイパビリティ・アプローチについては、それらの様々な理論をどのように採り入れ、またどのような点で異なる議論を提示しているかについて丁寧に検討することが重要だが、紙幅、そして何より筆者の力量との関連で、本稿では、具体的な政策面での示唆という点に重点を置いて論述を進める。センとヌスバウムの議論には共通点も多いが、いくつかの点でヌスバウムは、センとは異なる議論を展開している。そのなかで最大の違いは、ヌスバウムが「中心的ケイパビリティ (central capabilities)」として、一〇項目から成るリストを作成していることである。本稿では、この一〇項目のリストの最新版を提示すると同時に、特に女性のエンパワメントという観点から、セン、そしてヌスバウムが展開するケイパビリティ・アプローチが、様々な地域に暮らす女性たちの権利とエンパワメントを具体的に実現することに關し、どのような意義と利点を有しているかを検討したい。その際に、検討の中心に置きたいと考えているのは、ケイパビリティ・アプローチが重視する「適応型選好 (adaptive preferences)」の克服という課題である。多くの国や地域で女性たちがおこなっている現実的「選択」を説明する際の有効な概念である適応型選好について検討し、その理解に立脚したケイパビリティ・アプローチの有効性を考察し、さらに、適応型選好を克服するための政策的指針としてケイパビリティ・アプローチがどのような貢献を具体的におこなえるかについて検討を試みたい。個人の人権の実現を重視する権利アプローチは、形式的な平等の保障には力を発揮しても、個人の人々の生活のレベルでは抽象的なスローガンに終始しがちであるという課題がある。さらに、とりわけ女性の権利に關しては、伝統・文化が権利に優先する場合も多いという深刻な問題がある。こうした課題の解決に対し、適応型選好と、その理解に基づいた取り組みは有効な示唆を提示できる可能性がある。そうした可能性について考察し、開発の目的を人権／権利の実現と捉える近年のアプローチが実効性を確保するために求められる政策と取り組みについて検討をおこないたい。

二一 開発をめぐるアプローチの変遷とその意義―人間開発アプローチ、そして権利アプローチへ

一九九〇年、国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) は、「人間開発報告書 (Human Development Report)」を発表し、開発への新たなアプローチの枠組として人間開発アプローチを提示した。「人間開発の概念と測定」をテーマに掲げた第一回の人間開発報告書は、冒頭で「人間こそが一国の富」であり、「開発の基本的な目的は、人々が健康で創造的な人生を全うできる環境をつくりだすこと」であると述べ、³⁾ また、「人間開発とは、人々の選択肢を拡大するプロセスである」と定義した。⁴⁾

人間開発アプローチは、開発が国際社会の課題となった二〇世紀の後半以降、長きにわたり主流であった国単位での経済成長を測る指標が、開発の目標である福祉 (well-being, welfare) の実現を測る指標として不十分であるという認識に立脚している。国民総生産あるいは国内総生産によって、国としての経済活動のレベルを理解することは可能かもしれないが、それらはあくまでも国家としての生産量に基礎をおく指標であり、国内の様々な地域に暮らす様々な人々が享受する生活の質を把握することは難しい。国民総生産や国内総生産では、経済生産以外の分野の状況や国内に存在する格差を明らかにすることはできないからである。

国際社会が、経済成長をもって開発が実現した状態と考えてきた背景には、経済成長の成果 (富) は、一時的には一部の人々に集中するかもしれないが、時の経過と共に、次第に国内の様々な階層やグループの人たちに浸透していき、最終的には一国全体をあまねく潤すことになること考えるトリックルダウン理論 (trickle down theory) が存在した。しかし、早くも一九六〇年代後半から七〇年代初頭には、そのようなことが実際には起きていないことが明らかになってきた。そうした認識の下、国際労働機関 (ILO) を始めとする機関が、ベーシック・ヒューマン・ニーズ・アプローチ (Basic Human Needs Approach)⁵⁾ と呼ばれるアプローチを推進するようになり、また、それぞれの地域固有の状況と住民自身の課題やニーズに応える形で開発が進められるべきとの考えに立ち、一九八〇年代頃からは参加型開発 (participatory development)⁶⁾ と呼ばれるアプローチが重視されるようになっていった。

こうした経験と蓄積を踏まえ、経済成長のみに頼らずに、各国の開発の状況を比較可能な指標という形で提示することを目的として生まれたのが人間開発指数 (Human Development Index: HDI) であり、世界各国の人間開発指数を比較可能な形で提示し、分析を加えたのが人間開発

報告書である。人間開発指数は、「基本的な人間の能力が、国としての平均値でどこまで伸びたか」⁷⁾を測る指標であり、その国に暮らす人々が長生きをして健康的な生活を送っているかどうか（出生時平均余命）、教育を受け、豊富な知識を持ち（成人識字率）、まともな生活水準に達しているかどうか（一人あたり国内総生産）の三分野の指標を総合的に指数化して示される。⁸⁾一九九〇年の第一回以降、同報告書は毎年、発行されてきており、毎回、異なるテーマを取り上げ、テーマに則したデータを加えてきている。⁹⁾

たとえば、一九九五年の人間開発報告書は、同年九月到北京で開催された第四回世界女性会議にあわせ、テーマに「ジェンダーと人間開発」を掲げ、各国のジェンダー状況を示す指標として、「ジェンダー開発指数（Gender-related Development Index: GDI）」と「ジェンダーエンパワメント測定（Gender Empowerment Measure: GEM）」の二つの指標を新たに提示した。前者は、出生時平均余命、成人識字率、一人あたり国内総生産という人間開発指数の主要データを男女別に集計し、男女間のギャップと不平等を示す指標であり、後者は、女性と男性の経済・政治分野への参加と、意思決定レベルへの女性の進出度を示す指標である。¹⁰⁾日本は、一九九五年の人間開発報告書では、人間開発指数についてはデータが集められた一七四カ国中三位だったが、ジェンダー開発指数では一三〇カ国中八位、ジェンダーエンパワメント測定では一一六カ国中二十七位に順位が下がってしまう。¹¹⁾二〇〇九年の同報告書では、人間開発指数は一八二カ国中一〇位、ジェンダー開発指数では一八二カ国中一四位、ジェンダーエンパワメント測定では一〇九カ国中五七位となっている。¹²⁾一貫して、男女を併せた人間開発指数では常にトップを争う位置にいるのに、ジェンダーエンパワメント測定では、指数算出が可能な国のなかの低位グループに近い順位に落ちてしまう。¹³⁾人間開発指数、ジェンダー開発指数、ジェンダーエンパワメント測定によって、日本のジェンダー状況は、国際的な比較が可能な形で提示されることになり、各指標間のギャップによって、日本のジェンダー状況を如実に示すデータとして広く知られるようになってきた。

こうして、人間開発指数という新たな指標の導入により、経済成長以外の要因、すなわち、教育の普及と保健医療・健康の状況を勘案した指標を用いて開発の進展を測るアプローチが導入されたが、しかし、このような社会開発的な要素を入れたとしても、なお一国単位の数値で各国の開発を認識することには変化はない。従って、平均値によって状況を理解することに常につきまとう不十分さは、人間開発アプローチによっても払拭されてはいない。こうした不十分さと、そしてそれを克服する必要性と重要性を認識することによって誕生したのが、権利アプローチであるいは人権アプローチであるといえるだろう。¹⁴⁾権利アプローチは、国連が提唱する「人権の主流化」とも歩調をあわせて推進されることになった。

権利アプローチの最大の特徴は、開発の目標を「人権／権利の実現」と捉えることにある。このことは、開発の目標を「福祉（well-being、

welfare) の実現」と捉えていた時代からの大きな転換であるが、これは具体的にはどのような変化なのだろうか。教育の普及を例にとると、小學校を各地に建設し学齡期の子どもに教育を提供することは、以前は、子ども達が様々な知識を身につけ、可能性を伸ばし、成長して能力を発揮できる仕事につき、それにより自分自身そして地域や社会の発展に寄与することを可能にするためのニーズであると考えられていた。そして、そのニーズを満たすことにより、子ども自身の福祉が実現し、そして当該国の生活の質が向上すると考えられていた。同様の取り組みは、権利アプローチでは、「権利の実現」という枠組で認識される。すなわち、学校に通い、教育を受けることは、個々人が心身ともに成長し、可能性を開き、様々な機会を選び取りながら生きていくための権利であると理解される。「ミナには教育が必要である」という認識から、「教育を受けることはミナの権利である」という認識への転換である。

この変化は、開発の具体的な実践のなかでは、どのような変化として現れているのだろうか。「福祉」から「権利」へという認識の大転換は、開発の現場に大きな影響を及ぼしているのだろうか。この問題に答えるのは、非常に難しい。近年、とりわけ二〇〇〇年以降、国際機関であれ、二国間援助機関であれ、また国際協力NGOであれ、多くの機関は、組織の目標に「人権の実現」を掲げるようになってきている。たとえば世界銀行は、以前は、人権問題はその考慮事項の範囲を超えているというスタンスを示していたが、¹⁵⁾『開発と人権―世界銀行の役割 (Development and Human Rights: The Role of the World Bank)』と題する報告書では、「持続可能な開発は、人権なしには不可能である」とし、「初等教育、保健医療、住居、環境等の分野でおこなってきた支援により、世界銀行は、何百万もの人々の経済的社会的権利の実現に貢献してきた」と述べている。¹⁶⁾さらに、『世界開発報告二〇〇〇/二〇〇一年 (World Development Report 2000/2001)』では、「センの貧困概念を援用し、個人が手にする実質的な自由という観点から開発や貧困を説明するようになっていく」¹⁷⁾

このように、これまで人権には関心がなかった巨大な開発金融系の援助機関もが権利アプローチを積極的に採り入れるようになっており、このことは、権利アプローチあるいは人権の主流化が浸透した成果として評価することも可能である。しかし、実施されているプロジェクトやプログラムの概要、そして開発協力がおこなわれている現場の状況を確認するならば、大きな変化が起こっているとは言いがたい。権利アプローチは、「開発援助機関にとっての」ドナーの関心をひく「目新しくて耳あたりのいい」新たなスローガンとして使われている気配も濃厚である。

一方で、「福祉の実現」を目指す活動が「権利の実現」という新たな枠組で再定義されることになった意義も確かに存在する。権利アプローチが目的とする権利の実現においては、焦点があたるのは個々人であり、その意味で、権利アプローチは、人間開発報告書に代表される人間開発

アプローチにおいても継続していた一国単位の平均値により当該国の状況を把握する方法を深化させるアプローチであるとも言える。

この転換は、転換の内実を真摯に捉えるならば、国内の格差、不平等、差別の問題に向き合い、そうした格差、不平等、差別が生み出している非識字や高い妊産婦死亡率等の課題に対して取り組み、平均値でなく、個々人の状況に変化を及ぼすような形で開発を進めることを意味する。格差や差別が、就学機会を妨げる要因になり、財産への平等な所有権を阻み、自身の日々の生活に影響を及ぼす様々な政治的決定に関与できない原因となっているのであれば、そうした原因を取り除くことが当然、視野に入る。その意味で、権利アプローチは、その核心において政治的なアプローチである。¹⁸⁾そして、言うまでもなく、格差や差別や不平等によって様々な形で厳しい状況におかれている女性の状況の改善にも、権利アプローチは大きく貢献する可能性がある。だが、まさにこのような権利アプローチが本質的に有する政治性と変革性が、時として権利アプローチの実現を妨げる障害になる。なかでも最大の障害の一つは、伝統や文化を理由とする反発と抵抗である。とりわけ、女性が権利を実現しようとする場合に、そうした反発は強い形で示されることが多く、伝統、文化、さらには宗教が、その実態に差別的な要素が含まれる場合であったとしても、権利に優先する大切な「慣習」であるとして保護あるいは容認される事例は数多い。¹⁹⁾こうした経験を踏まえると、権利アプローチが、その実施の過程で直面する壁を乗り越えるために、なんらかの有効な方策を考えることが現実的な打開策として必要だと思われる。そうした観点から、次章では、権利アプローチの一つの形として位置づけられるケイパビリティ・アプローチについて概説し、権利アプローチとしてのケイパビリティ・アプローチがもつ意義と強みについて検討することにした。

三. ケイパビリティ・アプローチ

ケイパビリティ・アプローチの提唱と発展に最も重要な役割を果たしたのは、一九九八年にアジア人で初めてノーベル経済学賞を受賞したインド出身の経済学者であり、人間開発アプローチの開発にも貢献したアマルティア・センである。厚生経済学の研究者であるセンは、何を基準にして開発の達成度や生活水準を測るべきかに関し、インドの状況等を実証的に研究し、すべての人が公正かつ平等に恩恵を享受できるような形で開発や発展を実現させることに関し、多大な貢献をおこなってきた。幼少時代に経験したベンガル大飢饉の際に、食糧不足や飢餓が、特定のグループの人々に大きな影響を与える一方、他のグループの人々にはほとんど影響を及ぼしていないという状況を目の当たりにし、その経

験から一国単位あるいは平均値で貧困や飢餓を理解することの不十分さや不公正さを検証するとともに、そうした状況を克服するための開発アプローチを進展させてきた。近年の著作である『不平等の再検討』や『自由と経済開発』²⁰では、センは、自由の実現こそが開発の目標であると論じ、各人の自由を評価するために最も適切なアプローチとしてケイパビリティ・アプローチ（潜在能力アプローチ）²¹の意義を論じてきた。本稿では、センと、特に女性のエンパワメントに焦点をあててケイパビリティ・アプローチの有効性を論じてきたヌスバウムの議論を中心に同アプローチの説明をおこなう。

ケイパビリティ・アプローチは、前章で説明した経済成長を最重視する開発アプローチへのオルタナティブとして提示された。経済成長至上主義へのオルタナティブということでは人間開発アプローチもその一つであり、そして、人間開発アプローチを進展させた功労者の一人もセンなのだが、ケイパビリティ・アプローチは、人間開発アプローチを個々人に焦点をあてる形でさらに進展させたものといえるだろう。

ケイパビリティ・アプローチの中心を成すのは以下の認識である。すなわち、豊かで幸福な生活を実現するという開発の目標の核心は、「個々人が、実際に何をすることができるのか、そして、どのような状態になることができるのか」、さらには「個々人は、どのような機会を実際に手にすることができるのか」という質問に答えることであり、そしてその質問への答えがケイパビリティである。²²ケイパビリティ・アプローチにおいては、個々人は「手段」ではなく「目的」として扱われる。²³そこで重要なのは、個々人が実際に手にすることができる機会であり、社会を全体として見たときの福祉や、あるいは平均値としての福祉ではない。²⁴本稿の主要な関心である女性のエンパワメントとの関連で言うならば、女性は、夫や他の家族のために働き、夫の家の子どもを産み、夫や他の家族の福祉を実現するために存在する「手段」ではなく、彼女自身が「目的」として扱われる存在、つまり「自身の存在を肯定され」「能力や可能性を尊重され」「自分の意思を自由に表明し、選択をおこなう」存在として扱われるべきであるということになる。

ケイパビリティ・アプローチが必要とされる背景には、これまでもちいられてきた国内総生産等によって開発や発展を測るアプローチでは、こうした状況に目を向けることができず、場合によっては覆い隠す方向に作用する場合もあるという理解がある。女性は結婚して家を出てしまい、その後は夫の家に奉仕する存在になるのだから学校に行く必要はないという認識のもとで、女性には学校に通う機会が与えられず、場合によっては一〇代の前半で親が決めた相手と結婚するような状況、あるいは女性には土地を始めとする財産の所有権が認められていないような状況では、国内総生産が増加したとしても、女性の生活には大きな変化は起こらない可能性が高い。こうした場合、産業化や近代化による様々な変化

の恩恵を男性だけが享受し、女性と男性が手にする機会や選択肢の格差は、以前よりも拡がる可能性も存在する。

ケイパビリティ・アプローチが重視するのは、従って、「選択」であり「自由」であり、社会が人々に保障するべきであるのは、機会であり、実質的な自由である。²⁵人々は、そうした機会や自由を行使してもいいし、行使しなくてもいい。その選択をおこなうのは人々自身ということになる。²⁶また、ケイパビリティ・アプローチは、価値に関し多元的である。個々人の機会と選択を重視するケイパビリティ・アプローチによって達成できるものは、量だけでなく質の点でも人によって様々に異なり、単一の数値的指標に置き換えることが困難であるからである。²⁷

ケイパビリティ・アプローチが登場した背景とその意義を理解するために、開発や発展を評価する際の枠組となっていたそれまでの主要な社会・政治理論に対してセンやヌスバウムがおこなっている批判的検討について簡単に紹介してみたい。²⁸

まず、最も一般的にもちいられてきた、国民総生産や国内総生産等の一国単位の生産量によって開発を評価する方法については、分配の問題を扱うことができず、従って、国内に存在する不平等や差別の問題を覆い隠してしまうために適切ではないとする。また、「選好の満足度」によって社会を評価する功利主義については、社会を総体として認識し、総体あるいは平均により幸福を測ることによって、個々人の特徴や違いに目を向けることができないとする。また、功利主義では、価値を単一の数値的尺度に置き換えて社会における福祉を測るが、センやヌスバウムは、生活の質は、様々な異なる特徴をもつ諸要素から成り立っているものであり、功利主義者が主張するように単一の尺度によって把握することは困難であるとする。さらに、「満足」は、生活の質を測る際の信頼できる指標ではないという課題が存在する。恵まれた状態にない人は、生まれながらそのような状況で育っている場合には特に、そのような状態を自らにとつての所与の条件だと考える傾向がある。自分たちの希望を実現可能な低いレベルにおくことで満足しようとするのは、そうした人たちが生き延びるための戦略の一つでもあるだろう。一九四三年のベンガル大飢饉後におこなわれた、夫を亡くした女性と、妻を亡くした男性への健康に関する調査結果を分析し、センは、「低い生活水準や苦境を黙って受け入れていれば、幸福を測るための尺度は異なるものになる。そして、功利主義の計算法では、この歪みを反映することができない」と結論づけ。²⁹こうした歪みを「適応型選好 (adaptive preferences)」と名付けた。

また、ロールズに代表される基本的資源の集合に焦点をあて、リストに載った資源に関し、その分配を問題にするアプローチ³⁰については、功利主義に比べると、はるかに有効であるとしながらも、資源のリストによって福祉を判断することは、資源へのニーズが個々人によって様々に異なり、また資源を価値のある機能 (functioning)³¹に変換する能力にも個々人で違いがあるために、一人一人に焦点をあてて福祉を評価するた

めには不十分であるとしている。⁽³²⁾ 例えば、妊娠中あるいは授乳中の女性は、そうでない女性よりも多くの栄養を必要とするし、手足に麻痺がある人は、そうでない人に比べ、同じ距離を動くのに、より多くの資源を必要とする。⁽³³⁾ こうした違いは、様々な理由に基づく不平等や差別や偏見が原因となり、より明確に表れることもある。

このような理由により、センヤヌスバウムは、「ある人が、どれくらい満足を感じているのか」を問題にする功利主義でもなく、「どれくらいの資源をもちいることができるのか」を問題にするロールズのなアプローチでもなく、「ある人は、現実は何をすることができ、どのような状態になることができるのか」を問い、「そのための機会があるかどうか」を問うケイパビリティ・アプローチが、社会を構成する様々な個人の豊かさや福祉を把握し、そして様々な社会や国家間の豊かさや福祉を比較するための最も適切なアプローチであると結論づける。⁽³⁴⁾

国際法学者のチャールズワースは、女性差別撤廃条約に代表される、女性の地位を向上させることを目指す、国境を越えた (transnational) 動きと組みのなかにヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを位置づけ、権利保護の焦点が、場合によっては限られた効果しか発揮し得ない法的保障の提供から、国家の法および政策による個々人の生活の質の具体的な保障に移ることに大きな意義を見いだしている。⁽³⁵⁾ また、「第一世代 (市民的政治的権利)」「第二世代 (社会的経済的権利)」といった、現在では相互補完性が理解されるようになってはいるものの、歴史的な溝が存在する領域について、一体的に扱われるためのより有効な概念枠組になるとする。⁽³⁶⁾ 特に女性の権利に関しては、ケイパビリティ・アプローチにより、女性差別撤廃条約に規定されている様々な権利を実際に保障する際の国家の義務の幅を拡張すると同時に、義務の幅を明確に規定することが可能になるとする。現在の女性差別撤廃条約の政府報告書審査では、憲法が定める平等規定を説明すればそれで十分な報告とされてしまいが、ケイパビリティ・アプローチをもちいることにより、形式的な権利の保障から、平等の実現を阻む構造的な課題の検討へと審査の性質が変化する可能性がある。そして、各条約体は、権利保障の実際についての広汎な情報を手に入れることを求められることになり、それに基づき権利の実現に向けて経験に基づいた戦略を構築することになるとして、ケイパビリティ・アプローチの可能性に積極的な意義を見いだしている。⁽³⁷⁾

四. 中心的ケイパビリティとは何か—ヌスバウムによる一〇項目のリスト

「何ができ、何になれるか」への答えがケイパビリティであるとして、では、より具体的にはケイパビリティとはどのような内容をもつ概念

なのだろうか。センは、ケイパビリティを、選択し行動する機会から成る「実体のある自由 (substantial freedoms)」という言葉で表現し、また、達成可能な機能の様々な組み合わせであるとする。ケイパビリティは、ある人間に内在する能力だけではなく、個人の能力と政治的、社会的、経済的環境が絡み合つてつくられる自由であり、機会である。従つて、ケイパビリティが確保されるためには、個人の能力に加えて、政治的、社会的、経済的環境が必要ということになるが、ヌスバウムは、これらの「実体のある自由」、つまりセンの言うケイパビリティを指して、複合的ケイパビリティ (combined capabilities) と呼んでいる。³⁹ ある人間が、彼女／彼に固有の政治的、社会的、経済的状況のなかで手にしている選択と行動の機会の総体が複合的ケイパビリティである。⁴⁰ 複合的ケイパビリティには、性格、知的情緒的能力、身体や健康の状態といった個人のもつ種々の特徴が深く関係はするものの、しかし、これらの個人の特徴は複合的ケイパビリティの一部であつて、複合的ケイパビリティそのものではない。性格、知的情緒的能力、健康状態等の、変化する個人の性質や特徴を指して、ヌスバウムは内在的ケイパビリティ (internal capabilities) と呼ぶ。⁴¹ 内在的ケイパビリティは、生来的な性質や特徴ではなく、教育や訓練により開発された性質や能力であり、それらは多くの場合、社会、経済、家庭、政治環境によつて育まれる。ヌスバウムは、人間にとつて最も重要なケイパビリティを育みたいと考える社会がおこなうべきことは、内在的ケイパビリティの発達を支援することであるとする。⁴²

では、複合的ケイパビリティと内在的ケイパビリティを区別することは、なぜ重要なのか。ヌスバウムによれば、この二つを実現することは、良識ある社会 (decent society) が果たすべき二種類の、重なり合つてはいるが、別の役割であるからである。⁴³ たとえば、ある国に育ち教育を受けた人は、政治に関する意見を自由に口にする能力 (内在的ケイパビリティ) は身につけるかもしれないが、もし国内に表現の自由が存在しなければ、社会は彼女／彼が政治的意見を口にすると自由と機会 (複合的ケイパビリティ) を否定していることになる。⁴⁴ 政治に参加する能力 (内在的ケイパビリティ) があつても、移住者であるために法的権利がなく、従つて、政治参加の機会を手にすることが叶わず、複合的ケイパビリティを行使できない場合も存在する。⁴⁵

さらにヌスバウムは、内在的ケイパビリティと、人間が生来的にもつて様々な能力を区別するべきであるとして、それらの生来的な能力を基礎的ケイパビリティ (basic capabilities) と呼ぶ。基礎的ケイパビリティは、遺伝子だけではなく胎児の時代の栄養や経験に影響されるケイパビリティであり、生まれた後の発達や学びを可能にする。⁴⁶

ケイパビリティを理解する上で重要な概念に機能 (functioning) があるが、ケイパビリティと機能の違いについては、センがもちいる有名な

例を挙げよう。センによれば、飢餓状態にある人と断食をおこなっている人は、栄養という観点から考えると、同様の機能を有する（実現している）状態にあると考えられるが、ケイパビリティについては同様ではない。断食をおこなっている人は、断食をおこなわない（あるいは止める）という選択ができるが、飢餓状態にある人にはそうした選択肢はないからである。⁴⁷ こうしてセンは、社会が政治的目標として掲げるべきであるのは、機能の実現ではなくて、個人の選択と自由を尊重するケイパビリティの実現であるとする。

どのケイパビリティが最も大切かは、センとヌスバウム双方にとって重要な課題であるが、センは、それについて体系的な答えは出していない。ヌスバウムは、それに対しては批判的で、各国間の比較をおこなうことがセンのケイパビリティ・アプローチの主要な目的であるなら体系的な答えを出さないことに相応の理由があるとしながらも、民主主義、そして正義に関する理論を構築したのであれば、ケイパビリティの中味を吟味し、異なるケイパビリティの間で、どのケイパビリティが重要かを精査する必要があるとする。この点を考える際に、ケイパビリティの重要性と考えるのは尊厳(dignity)と尊敬(respect)である。⁴⁸ 同様に、ケイパビリティが重要かを精査する必要があるとする。この点を考える際に、ケイパビリティの重要性と考えるのは尊厳(dignity)と尊敬(respect)である。⁴⁹ 同様に、ケイパビリティが重要かを精査する必要があるとする。この点を考える際に、ケイパビリティの重要性と考えるのは尊厳(dignity)と尊敬(respect)である。⁵⁰ 同様に、ケイパビリティが重要かを精査する必要があるとする。この点を考える際に、ケイパビリティの重要性と考えるのは尊厳(dignity)と尊敬(respect)である。⁵¹

ヌスバウムが重視するのは、それを失うことにより人生が人間の尊厳に値しないものになるような、中心的な自由の諸領域を保護することであるが、何が中心的な自由であるかを判断するのは簡単ではない。たとえば、夫との性交渉に応じないという選択が、女性の身体的統合にとって重要な権利であることは、長い間、理解されてこなかった。ヌスバウムは、その際に必要なのは、課題についての話し合いであり、問題になっている自由が、人間の尊厳に関わるものであることを示すための議論であるとする。⁵² 同様に、ケイパビリティが重要かを精査する必要があるとする。この点を考える際に、ケイパビリティの重要性と考えるのは尊厳(dignity)と尊敬(respect)である。⁵³

何が最も重要なケイパビリティかについて、ヌスバウムは、センと異なり、明確なリストを提示する。ヌスバウムが、最低限、一定以上のレベルを保障すべき「中心的ケイパビリティ(Central Capabilities)」として掲げる一〇項目のリストは以下の通りである。ヌスバウムによれば、政府には、以下の一〇のケイパビリティに関し、最低線を超えるレベルの状況をすべての人が実現するための社会的基盤を保障する任務がある。⁵⁴

1 生命

若くして命を落したり、生きるに値しない状況に追い込まれることなく、通常の長さの人生を生きることができると。

2 身体的健康

リプロダクティブ・ヘルズを含め、健康でいられること。適切に栄養を摂取できること。適切な住まいがあること。

3 身体的統合 (Bodily integrity)

自由に移動できること。性的暴力や家庭内暴力を含め、暴力的な攻撃にさらされないこと。性的満足の機会、リプロダクションに関連する選択をおこなう機会があること。

4 感覚 (senses)・想像力・思考

想像し、考え、判断するために感覚をもちいることができ、そして、それらを「真に人間的な」方法、すなわち、適切な教育によって情報や知識を身につけた方法で物事をおこなうことができること。適切な教育には識字能力や基礎的な数学的および科学的素養が含まれるが、決してそれらに限定されるものではない。自身が選んだ、宗教、文学、音楽等に関する作品や活動を経験したり、創造することとの関連で、想像力や思考をもちいることができること。政治的、芸術的表現の両方に関する表現の自由と宗教的実践の自由を保障された形で自身の理性を使うことができること。楽しい経験をすることができ、不必要な痛みを回避できること。

5 感情

自身と、異なる物事や人々に愛着をもてること。私たちが愛し思いやりを示してくれる人たちが愛することができ、そのような人たちがいなくなった場合には悲しみを表現できること。一般的に、愛することができ、悲しむことができ、憧れ、感謝、正当な怒りを経験できること。感情の発達が、恐怖や怒りによって阻害されないこと。(このケイパビリティを支持することは、ここに記したケイパビリティの発達

に極めて重要な意味をもつと考えられる様々な形の人間のつながりを支持することになる。）

6 実践理性

善に関する思考（観念）を形成することができ、自身の人生設計を批判的に考察できること。（これには、良心の自由および宗教上の儀式や行事の保護が伴う。）

7 つながり／結びつき (Affiliation)

(A) 他人とともに、そして他人のためになりながら生きることができ、他の人間を認め、関心を示すことができること。様々な形の社会的交流に関わることができること。他人がおかれた状況を想像することができること。（このケイパビリティを擁護することは、これらのつながりを創り出し、育てる組織を擁護すること、さらに集会結社と政治的表現の自由を擁護することを意味する。）

(B) 自尊感情をもち侮辱されることのない社会的基盤 (social bases) をもっていること。他人と平等の価値をもつ尊厳ある存在として扱われること。これには、人種、性別、性的指向、民族、カースト、宗教、出身国を理由とする差別を受けないことが含まれる。

8 他の様々な種 (species)

動物、植物、自然に関心を示し、そして関わりをもちながら生きることができること。

9 遊び

笑い、遊び、余暇の活動を楽しむことができること。

10 自身の環境のコントロール

(A) 「政治的」自身の生活に影響を与える政治的選択に効果的に参加することができること。政治参加、表現の自由、集会結社の自由に

対する権利があること。

(B) 「物質的」財産（土地と動産の両方）を所有することができ、他人と平等の所有権をもっていること。他人と平等の労働権をもっていること。不当な搜索や差し押さえを受けない自由が保障されていること。労働に関しては、実践理性を行使し、他の労働者と相互に認め合い、意味のある関係を築き、人間らしく仕事ができること。⁽⁵⁵⁾

ヌスバウムは、政府がおこなうべきであるのは、これらのケイパビリティの社会的基礎を提供することであるとす。⁽⁵⁶⁾ すなわち、「健康」そのものを提供することではなく、「健康でいられるための社会的基礎」を提供することである。そして、これらの項目は、決して最終的なものでも固定的なものでもなく、ケイパビリティ・アプローチの実践の深化に伴って、リストは常に作りかえられるべきだとしている。⁽⁵⁷⁾

五. 「適応型選好」とジェンダー

センやヌスバウムがケイパビリティ・アプローチの有効性を強調するなかで、特に権利アプローチとの関連で、女性にとって重要な意味をもつと考えられるのが適応型選好についての分析である。ここでは、女性が権利を実現しエンパワメントを目指す際に、そのプロセスの分析枠組として適応型選好という概念が果たす意義、および適応型選好の理解により、権利アプローチの一つの形であるケイパビリティ・アプローチが、女性の権利の実現にとって、より効果的なアプローチとなる要因を提供するかについて検討をおこないたい。

功利主義は現実の経済社会政策に多大な影響を及ぼしてきた思想だが、功利主義においては、人間が合理的な判断の結果として選り取る行動や状態を選好と称し、選好を社会として最大化することにより、当該社会はより豊かな状態になっていくと考える。⁽⁵⁸⁾ そこでは、個々人は、自らの福祉を最大化するために合理的な選好をおこなうことが想定されている。前述したように、センやヌスバウムは、「合理的な判断」と考えられている様々な選好（選好）が、実は、種々の制約を反映した選好であるとし、それを「適応型選好」と名付けた。⁽⁵⁹⁾ 適応型選好においては、人は、自分がおかれた状況のなかで実現可能な水準の状態で満足を感じる。それは、様々な理由で、それ以外の状態や選好は望むべくもないと考える状況に置かれているからであり、その背景には、差別や偏見といった不平等の問題が存在することが多い。

たとえば、前章で言及した、センが紹介する一九四三年のベンガル大飢饉の際におこなわれた調査を例に挙げよう。ベンガル大飢饉の翌年である一九四四年に全インド公衆衛生保健研究所が調査をおこなった際、「病気がある、または健康ではない」と答えた人々の割合を、夫を亡くした女性と妻を亡くした男性に分けて集計したところ、妻を亡くした男性では四八・五%が「病気がある、または健康ではない」と答えたのに対し、夫を亡くした妻で同様に答えたのは二・五%であった。さらに、「健康ではない」と答えた人の割合をみると、妻を亡くした男性では四五・六%が「健康ではない」と答えたのに対し、夫を亡くした妻で「健康ではない」と答えた人はいなかった。⁽⁶⁰⁾ インドでは、夫を亡くした妻は、実家に戻ることを拒否される場合が多く、また、一人で生計を立てることは著しく困難である。さらに、元々、栄養状態に問題を抱える女性が多いという背景も存在する。このような状況を踏まえて、この調査結果に接すると、女性が、自分の健康状態について、決して望ましくはない状態で「健康」と認識している場合が多いことが容易に推測できる。従って、この調査によって夫を亡くした女性の健康状態を判断することは、現実を反映しない理解につながる可能性が高いとセンは結論づける。あるいはまた、学校に行く機会がなく、女性には教育は必要ないと言われて育ち、その考え方を内面化してしまった女性は、学ぶことが自分にとって必要であり重要だとは考えなくなるだろう。このような女性に「学校に行きたいですか」あるいは「読み書きを学びたいですか」と尋ねても、「行きたくない」「学びたいと思わない」という答えが返ってくる可能性は高い。このような状況を踏まえ、センは、今ある選好に基づいて社会政策を考えることには重大な懸念があると論じる。⁽⁶¹⁾ そして、女性の側に識字教育の要望がなかったとしても、女性の識字プログラムに公的な投資をおこなうことには十分な理由があるとする。⁽⁶²⁾

ヌスパウムは、適応型選好が存在するのは、インドのような、いわゆる「途上国」とどまらず、彼女が暮らすアメリカ合衆国でも同様な事例が存在するとするが、これは、日本についてもあてはまるだろう。社会に共有された一般的な規範として「教育を受けることは大切だ」という情報を受け取っていても、家庭さらには学校で「女性は大学まで行く必要はない」と言われ、また同様のメッセージをメディア等から受け取っていれば、大学まで行くとういう希望をもつ女性は非常に少なくなるだろう。経済的自立についても同様であるし、様々な組織のリーダーに女性がつくことに関して、「女性には無理」「女性には向いていない」「組織にとって望ましいことではない」という環境で育てば、そうした立場につくことに関し、希望や意欲は抱かなくなるだろう。あるいは、「暴力は良くない」とわかってはいても、「夫が妻をたたくのは妻がきちんとつとめを果たしていないからだ」「それくらい毅然とした態度をとる方が男らしい」といった意識が女性のなかに深く内面化されていれば、夫から自分への暴力（肉体的・物理的なものだけでなく言語的なものや心理的なものも含め）を暴力とは認識できず、従って暴力の不安に悩まされ

れることのない状態を望むこともないだろう。こうした選好を、そのまま功利主義者が考える選好として理解することは、社会に存在する偏見や固定観念や不平等をそのまま温存し、あるいは強化することにつながる。ジェンダーの課題と女性の権利の実現を考えるうえで、適応型選好が果たす役割と及ぼす影響を視野に入れた政策と取り組みを考えることには重要な意義がある。

適応型選好の最大の特徴は、「適応」の結果の選好だということが当事者に明確に認識されていないことであろう。認識されていて、それが自分にとって問題であると感じられているのなら、問題解決のプロセスで様々な軋轢に遭遇する可能性はあっても、解決方法の模索と提示も含め、まだ対応は簡単かもしれない。

問題を困難にしているのは、適応型選好が、適応を女性に意識させない形で、しかも、それが最善の選択肢であるかのように女性に立ち現れていることである。そして、それを強化しているのは、適応型選好が、当該社会における有力な規範においては最も望ましい選択であるかのように扱われる場合が多いという現実である。そして、最も望ましい選択であるかのように理解される背景には、往々にして、それらの選好が、当該社会の文化や伝統に則したものであるという状況が存在する。文化や伝統は、女性の権利実現を阻む最大の要因の一つであり、権利アプローチがその意義を発揮するための最大の難問の一つだが、適応型選好という概念をもちいることにより、文化や伝統による選好の歪みを、うまく説明することが可能になる。適応型選好にどのように対応し、そして克服するかは、権利アプローチがその有効性を発揮するために避けては通れない課題である。それでは、適応型選好を克服しつつ、権利アプローチを推進することは可能なのだろうか。可能だとすると、どんな条件が必要なのだろうか。

六. 適応型選好を越えて—ケイパビリティ・アプローチは適応型選好を克服できるか

権利アプローチに対しては、権利は「欧米を起源とする」概念であり、また「(しばしば欧米志向の)教育を受けたエリート層が好む」概念であるとして、地域や共同体にはなじまないという抵抗感が示される場合がある。さらに、権利アプローチをもちいて女性の状況を改善しようとする際に、常にぶちあたる壁として、伝統・文化を理由とする反発がある。筆者がインド、スリランカでおこなった調査では、権利意識を身につけ、自分の意見を口にするようになった女性たちに対し、「自分の言うことを聞かなくなった」「自分のことを尊敬していない」といった反発

が示された。⁶³ こうした抵抗や反発は、夫を始め、最も身近な家族からのものであることが多い。先述した適応型選好を選ぶ際にも、伝統や文化が大きな影響を与えている場合は多い。個人が自由に発言し、あるいは機会を得ようとする際に、それが地域や共同体の規範と衝突する場合、もちだされる最も強力なロジックは、当該地域の文化や伝統と相容れない、文化や伝統を尊重していかないというロジックであろう。憲法あるいは女性差別撤廃条約上の義務としての権利保障をもちだしたとしても、地域における反発と抵抗の解決に結びつくかは定かではない。権利と、文化・伝統との間に繰り返り広げられる、時として不毛ともいえる消耗戦のなかで、権利が具体的に保障されるのは容易ではないケースが多い。

権利アプローチの一つの形であるケイパビリティ・アプローチは、権利アプローチに比較して、どのような利点があるだろうか。権利という言葉には、ある意味、絶対性を帯びた力がつきまるとっており、権利を真つ向から否定するという言動は、人間の平等を認めない不寛容で人間性に欠けた態度だとみられることにも結びつく。しかし、権利という言葉に付随する、その絶対性を帯びた無謬性が、実は権利の内実から私たちを遠ざけている原因の一つでもあるのではないだろうか。仮説的な議論の域を出ないものの、ケイパビリティは、権利に抜きがたく付着している神聖さにも似た絶対性から自由であり、それを考えるなら、ケイパビリティという概念を権利の内実を提示する概念として活用することには大きな意義があるのではないだろうか。⁶⁴ その際、権利に代わる概念としてケイパビリティ概念を打ち出すのではなく、権利を補完し、より効果的にその実体を伝える概念としてケイパビリティをもちいることが望ましいだろう。具体的には、政策策定および推進の際のガイドラインのような位置づけで理解し活用することが望ましいのではないだろうか。権利という概念よりもむしろ、ケイパビリティという概念をもちいることで、適応型選好の先に進むことが容易になるのではないか。

先述したように、ヌスバウムは、ケイパビリティの実現にあたっての軋轢を克服するためには、問題になっている課題についての話し合い、そして、問題になっている自由が、人間の尊厳に関わるものであることを示すための議論が必要であるとする。⁶⁵ 「話し合い」あるいは「議論」は、筆者がインドでおこなった調査において、権利アプローチが実を結ぶための重要なプロセスの一つであることが確認できた「粘り強いコミュニケーション」の重要性」とも符合する。では、どのような「話し合い」あるいは「議論」を、どのようなプロセスでおこなうべきなのだろうか。この点については、まだ十分な経験が得られているとは言えない状況であり、権利アプローチが実を結ぶために、文化、伝統、宗教が異なる様々な地域からの知見を丁寧に蓄積することが望まれるし必要である。

七. おわりに

適応型選好を越え、女性がジェンダー意識の枠組に縛られた形で選好から自由になり、様々な機能を選べるケイパビリティを手にするには何が必要だろうか。温情主義に基づく形ではなく、従って、女性が自身の意思と選択に基づいてケイパビリティを促進する道筋はどのような見つけられるのだろうか。そして、そのプロセスを通じ、権利を身につけ実現した状態にたどりつくには何が求められるだろうか。それらの難問に対し、本稿が十分な答えを与えているとは言いがたいが、そのための重要なプロセスとして「話し合い」「議論」「粘り強いコミュニケーション」が必要になることには疑いが無いように思われる。権利と伝統・文化の間に存在する、時として不毛な消耗戦を乗り越えるために求められる「話し合い」「議論」「粘り強いコミュニケーション」の質とプロセスに関する経験を政策的示唆とともに蓄積することが今後の課題である。権利を実現するプロセスで、「権利」を前面に押し出すのではなく、ケイパビリティの実現を重視するアプローチの意義と有効性についても経験の蓄積と検証がおこなわれることが望まれる。「何ができ、何になれるか」を問題にし、そのための機会と選択を最重視するケイパビリティ・アプローチがしなやかに浸透することにより、権利アプローチの桎梏を越える可能性が生まれるのではないだろうか。

注

- (1) 国連憲章前文。 (http://unic.or.jp/information/UN_charter_japanese/)
- (2) 汗や涙がポタポタと滴り、流れ落ちる。効果や影響が次第に広範囲に浸透することを意味する。
- (3) UNDP, *Human Development Report 1990*, p.9. (http://hdr.undp.org/en/media/hdr_1990_en_chap1.pdf 二〇一二年二月一五日検索)
- (4) *Ibid.* p.1.
- (5) 貧困層に効果的に届く形で、人間として最低限必要な食糧や栄養、さらに保健医療、衛生、初等教育等の社会サービスを提供しようとするアプローチ。一九七二年に、国際労働機関が発表した報告書のなかで、「生産的雇用の拡大、貧困の根絶、極端な不平等の縮小、および成長の成果のより平等な分配」を提案し、開発戦略の転換を求めたことが、アプローチ推進の契機とされている(下村恭民他『国際協力―その新しい潮流』有斐閣選書、二〇〇一年、四八ページ)。
- (6) 参加型開発に関する主要な文献として、ロバート・チェンバース(穂積智夫他監訳)『第三世界の農村開発』明石書店、一九九五年、ロバート・チェンバース(野田直人他訳)『参加型開発と国際協力』明石書店、二〇〇〇年、佐藤寛(編)『参加型開発の再検討』アジア経済研究所、二〇〇三年等。
- (7) 国連開発計画『人間開発報告書一九九五 ジェンダーと人間開発』国際協力出版会、一九九五年、八三ページ。
- (8) 同右。

- (9) 一九九四年には「人間の安全保障」の新しい側面²⁾、二〇〇〇年には「人権と人間開発」、二〇〇四年には「この多様な世界で文化の自由を」といったテーマを取り上げてきている。
- (10) 国連開発計画、前掲書(注7)八三ページ。ジェンダー開発指数は能力の拡大に焦点をあてるが、ジェンダーエンパワメント測定は、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を利用できるかどうかを問題にするものであるとしている。
- (11) 同右、一七三ページ、八六ページ、九八ページ。
- (12) United Nations Development Programme, "Human Development Report 2009", p.143, p.181, p.186. downloaded from http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2009_EN_complete.pdf (二〇一二年二月十五日検索)
- (13) 二〇一〇年の人間開発報告書以降、ジェンダー開発指数とジェンダーエンパワメント測定は、ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index: GI) に統合されて発表されるようになった。二〇一〇年の同報告書のジェンダー不平等指数では、日本は、一三八カ国中一二位であり、人間開発指数の一位とほとんど同位置にある (http://hdr.undp.org/en/media/HDR_2010_EN_Tables_reprint.pdf 二〇一二年二月十五日検索)。ジェンダー不平等指数は、妊産婦死亡率、若年層の出生率、女性議員数、中等教育修了率、労働力参加率、避妊普及率、産前検診受診率、専門的知識をもつ人間が出産に立ち会う比率によって算出されており、以前より保健医療関連の指標の比重が高まり、政治・経済分野の意思決定に関わる比率の比重が低くなっている。現在、ジェンダーエンパワメント測定に近いデータを発表しているのは世界経済フォーラムであり、資源と機会へのアクセスにおける男女間の格差を測る指標として、毎年、ジェンダーギャップ指数を (Global Gender Gap Index) 発表している。二〇一一年に発表された同指数では、日本は、一三五カ国中九八位である。なお、一位はアイスランド、二位はノルウェー、三位はフィンランドとなっている (http://www3.weforum.org/docs/GGRI/GGRI_Rankings-Scores.pdf 二〇一二年二月十五日検索)。
- (14) 「マプローナ」は「Rights-Based Approach to Development」 Human Rights-Based Approach (to Development)「Rights-Based Approach」等の名称で呼ばれてきているが、名称の違いによる本質的な違いはないため、本稿では「権利マプローナ (Rights-Based Approach)」と表現し、特にごまかさない限り、様々な名称については、区別をせずにもちいることとする。権利マプローナの発展や意義について多角的に検討した文献として(財)アジア・太平洋人権情報センター(編)『アジア・太平洋人権レビュー二〇〇八 新たな国際開発の潮流—人権基盤型開発の射程』現代人文社、二〇〇八年。
- (15) カタリナ・トマチエフスキー(宮崎繁樹他訳)『開発援助と人権』国際書院、一九九二年、五六ページ。
- (16) World Bank, *Development and Human Rights: The Role of the World Bank*, World Bank, 1998, pp.2-3.
- (17) World Bank, *World Development Report 2001: Attacking Poverty*, Oxford University Press, 2001, p. 15.
- (18) 権利マプローナの政治性については、権利マプローナが単に開発の新たな「流行」として捉えられている場合もあり、従って、マプローナが有する変革的な性質は考慮されずに実践されている場合も多いので、「政治的なマプローナ」として理解されている事例は多くないようである。これには、開発協力は、経済的あるいは社会的支援であり、政治的支援とは一線を画すべきであると考えられてきた歴史的背景も関係している。支援の政治性を払拭することによりドナーからの資金の支援を確保するという非常に現実的な理由も関係している。
- (19) 日本におけるそうした事例の一つである大峰山の女人禁制や世界の事例について論じた文献として、「大峰山女人禁制」の開放を求める会(編)『現代の「女人禁制」—性差別の根源を探る』解放出版社、二〇一一年。
- (20) アマルティア・セン(池本幸生他訳)『不平等の再検討』岩波書店、一九九九年、アマルティア・セン(石塚雅彦訳)『自由と経済開発』日本経済新聞社、二〇〇〇年。
- (21) センの著作の翻訳では、通常、「潜在能力マプローナ」という訳語があげられているが、潜在能力という言葉では伝えにくい内容が含まれていること、ヌスパウムの著書の翻訳である『女性と人間開発』(マーサ・ヌスパウム、岩波書店、二〇〇五年)では、レイパビリティ・マプローナという訳語が使われていることから、本稿で

- はケイパビリティ・アプローチという呼称を用いることとする。
- (22) Nussbaum, Martha C., *Creating Capabilities*, Belknap Press of Harvard University Press, 2011, p.20.
- (23) *Ibid.*, p.18.
- (24) とは言え、政策レベルの議論をおこなう際には、ある社会や地域の状況を示し、また他の社会や地域と比較するために平均値を用いることを余儀なくされる場合があり、注意が必要である。
- (25) Nussbaum, *supra* note 22, p.18.
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*, p.19.
- (28) Nussbaum, Martha C., "Capabilities and Human Rights", *Fordham Law Review*, Volume 66, Issue 2, 1997, pp.280-285.
- (29) Sen, Amartya K., *Rights and Capabilities*, in *Morality and Objectivity: A Tribute to J.L. Mackie* 130 (T. Honderich ed., 1985), reprinted in Amartya Sen, *Resources, Values and Development*, p.309 quoted in *supra* note 28, pp.282-283.
- (30) 理性的な個人が生きるにあたり必須条件として望むべきえられるものを「基本財 (primary goods)」と名付け、リストを作成した。リストには、自由、機会、権力、富、収入、自尊感情を育むための社会基盤等が含まれる。同アプローチについては「ジョン・ロールズ (田中成明他訳) 『公正としての正義再説』岩波書店、二〇〇四年、一〇〇—一〇五ページ等を参照。
- (31) 機能は、「一つあるいは複数のケイパビリティを自ら能動的に実現することであり、「ある状態になったり、何かをすること」と説明される。機能については、「セン『不平等の再検討』(注28)五九—六一ページ等を参照。
- (32) Nussbaum, *supra* note 28, p.284.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p.285.
- (35) Charlesworth, Hilary, "Martha Nussbaum's Feminist Internationalism", *Ethics* 111, 2000, University of Chicago, p.69.
- (36) *Ibid.*, p.74.
- (37) *Ibid.*, p.70.
- (38) Nussbaum, *supra* note 22, p.20.
- (39) *Ibid.*, p.21. 『女性と人間開発』(注21)では、「結合的ケイパビリティ」という訳語が用いられている。
- (40) *Ibid.*
- (41) 『女性と人間開発』(注21)では、「内的ケイパビリティ」という訳語が用いられている。
- (42) Nussbaum, *supra* note 22, p.21.
- (43) *Ibid.*
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.*, p.22.
- (46) *Ibid.*, pp.23-24. ヌスバウムは、基礎的ケイパビリティが能力主義として理解されるのではなく、障害をもつ人々等に対し特別な支援を提供する基礎として理解されるよ

う、注意を喚起している。

- (47) *Ibid.*, p.25. セン『不平等の再検討』(注20)七三ページ。
- (48) *Ibid.*, p.27.
- (49) *Ibid.*, p.26.
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*, p.31.
- (52) 後述するように、この点は、筆者がインドで権利アプローチにしておこなった調査結果とも重なる点が多い。
- (53) Nussbaum, *supra* note 22, p.32. この政治過程にひそむジェンダーバイアスや、マイノリティが同等な議論に参加することを妨げる他の様々なバイアスがあると考えられるが、ヌสบアウムは、その点については触れていない。
- (54) *Ibid.*, p.33.
- (55) *Ibid.*, pp.33-34. リストの内容は、『女性と人間開発』執筆時から多少の変化がある。以前のリストにはあったが、最新リストでは削除されている主な項目は以下の通りである。「4. 感覚・想像力・思考」から、「自分自身のやり方で人生の究極の意味を追求できること」。「7. つながり／結びつき」から、「他の人の状況に共感できること」。正義と友情の両方に関するケイパビリティを持つこと。また、以前のリストにはなかったが、最新リストに加わった項目として、「6. 実践理性」の「宗教上の儀式や行事の保護」がある。以前は「7. つながり／結びつき」に入っていたが、現在のリストでは「10. 自身の環境のコントロール」の「B. 物質的」に挙げられている項目として、「労働に関しては、実践理性を行使し、他の労働者と相互に認め合い、意味のある関係を築き、人間らしく仕事ができること」がある。
- (56) 前掲書(注21)九六頁。
- (57) このリストの各項目については、日本の文脈で考えた場合に適切かどうか迷いを感じるものもある。丁寧な検討と省察を今後の課題としたい。
- (58) 功利主義に関する一般的な説明として、『岩波哲学・思想事典』岩波書店、一九九八年、五〇五ページ、『現代倫理学事典』弘文堂、二〇〇六年、二八二ページ等。
- (59) ジョン・エルスター (Jon Elster) は、こうした状態を「すっぱい葡萄現象」(“sour grapes” phenomenon) と名付けたが、ヌสบアウムは、この表現は、葡萄を実際には望んでいるものの、それが手に入らないという状況に自分を適応させるという状態であり、「適応型選好」が例に挙げるような、機会や可能性それ自体が認識されていない場合とは異なることとして、誤解を招く表現であるとしている (Nussbaum, Martha, C., *Sex and Social Justice*, Oxford University Press, 1999, p.151)。
- (60) Nussbaum, *supra* note 28, p.282.
- (61) Nussbaum, *supra* note 59, p.151.
- (62) *Ibid.*
- (63) 橋本ヒロ子、三輪敦子『権利をよりどころにするアプローチ』の展開とアジアの女性のエンパワメント』アジア女性交流・研究フォーラム、二〇〇七年、五八ページ。
- (64) ただ、ケイパビリティは、日本語として理解が容易ではない言葉であるのは事実である。センの著作の日本語訳で用いられてきた「潜在能力」という言葉も、日本語における通常の使い方に比べ、かなり幅の広い概念である。
- (65) Charlesworth, *supra* note 35, p.75.